

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する  
関係府省連絡会議の開催について

令和3年10月1日  
関係府省申合せ  
令和5年1月13日  
一部改正  
令和6年6月1日  
一部改正

1. 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和3年6月18日法律第79号）の施行を受けて、引き続き関係府省の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する関係府省連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（内政担当）  
議長代理 内閣官房内閣審議官（復旧・復興支援総括官）  
副議長 内閣官房内閣審議官（船舶活用医療推進室長）  
構成員 内閣官房内閣審議官（船舶活用医療推進室次長）  
内閣官房内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁）  
内閣官房危機管理審議官  
内閣府政策統括官（防災担当）  
警察庁警備局長  
消防庁次長  
外務省国際協力局長  
文部科学省高等教育局長  
文部科学省研究開発局長  
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官  
厚生労働省医政局長  
国土交通省海事局長  
国土交通省港湾局長  
海上保安庁海上保安監  
防衛省大臣官房衛生監  
防衛省整備計画局長  
防衛省統合幕僚監部総括官

3. 会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

4. 会議及び幹事会の庶務は、内閣府、厚生労働省、国土交通省及び防衛省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。